

TEPCO

スタート割
(附帯契約料金表)

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

スタート割

1 対象となるお客さま

当社が指定する主契約料金表（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）によりガスの供給を受け、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 適用期間

(1) スタート割のガス料金の適用開始日は、原則として、主契約料金表（適用される主契約料金表を変更される場合は、変更前の主契約料金表といたします。）のガス料金の適用開始日といたします。

(2) スタート割のガス料金の適用期間は、スタート割のガス料金の適用開始日から、適用開始日の直後の検針日から11月目の検針日の前日までといたします。

ただし、ガスの需給契約をお客さまが廃止され、またはガス需給約款29（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合は、ガスの需給契約の消滅日の前日までといたします。

3 ガス料金

各月のガス料金は、主契約料金表によってガス料金として算定された金額から、(1)によって算定された割引額を差し引いたものといたします。

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

(1) 割引額

割引額 = (2)の割引対象額 × 5パーセント

(2) 割引対象額

主契約料金表によってガス料金として算定された金額といたします。

4 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款および主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は，令和元年10月1日から実施いたします。